

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値を継続的に向上させるために、経営陣の説明責任を明確にし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに向けた適時適切な情報開示を行うとともに、内部統制システムの整備により、経営の透明性を維持することが重要であると考えている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日産自動車株式会社	66,936,898	42.57
立花証券株式会社	16,286,000	10.36
オーエム02ステートストリート808424クライアントオムニバス	12,414,000	7.89
ロイヤル バンク オブ カナダ トラストカンパニー(ケイマン)リミテッド	9,465,000	6.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,600,000	3.56
ゴールドマンサックスインターナショナル	4,969,000	3.16
日産車体取引先持株会	2,965,000	1.89
第一生命保険株式会社	2,216,000	1.14
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン	1,257,572	0.80
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,184,000	0.75

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

日産自動車株式会社 (上場:東京) (コード) 7201

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社との取引については、市場価格等の一般的な取引条件を勘案して、個別協議により決定している。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

親会社である日産自動車株式会社は、当社議決権の43.7%を所有している。また当社は親会社に対する売上比率が99.8%と高く、当社の業績は親会社の自動車の販売動向に大きく依存する状況にある。

当社は、親会社の経営方針を勘案し、各事業年度の収益や品質等の計画を立案して実行している。親会社との取引については、市場価格等の一般的な取引条件を勘案して、個別協議により決定している。当社は親会社及びそのグループ企業と緊密な協力関係を保って事業活動を行っているが、親会社からの一定の独立性が確保されていると考えている。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大木 芳幸	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大木 芳幸	○	——	企業財務、経理に幅広い見識を有し、当社社外監査役として就任以来、経営陣から独立した立場での確かな指導・助言をいただいている。今後は客観的かつ中立的立場から取締役会で意見を述べるとともに、議決権をもつ立場で経営に参画してもらうことが相応しいと判断したため、改めて社外取締役として選任している。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断したため独立役員に指定している。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受け、相互の意見交換をはかり、効率的かつ効果的な監査の実施に努めている。監査役と内部監査室は必要に応じ情報交換を実施し連携を取っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小山 俊雄	他の会社の出身者	○							○	
湧井 敏雄	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
小山 俊雄		親会社での勤務: 1971～2004年	自動車業界及び日産グループ内での豊富な知識・経験を有しているため。
湧井 敏雄	○	——	金融機関における長年の経験と企業経営、財務等に関する豊富な知見を有し、客観的かつ中立的立場から監査を行っていただけると判断した。 また、同氏は横浜銀行株式会社出身者であるが、同行と当社および当社の親会社である日産自動車株式会社とは主要な取引関係にないことから、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

事業年度ごとの成果・責任を明確にするため、取締役報酬の一部を業績に連動して決定している。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役報酬の総額を開示している。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定について、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定している。また監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定している。

なお、役員報酬額の決定・改定・減額などの方針について内規で定めている。これに基づき、1年ごとに会社の業績、役員本人の成果を考慮し、役員の報酬等の額を決定している。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役については秘書室が、また社外監査役については監査役室が定期的に連携を取っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、取締役会及び監査役会で、重要な業務執行の決議、監査・監督を行っている。さらに、意思決定の更なる迅速化を図ること、フレキシブルな人事や若手の登用を促し、より活力ある経営体制を構築すること等を狙いとし、執行役員体制を導入している。

取締役は6名で、うち1名は社外取締役かつ独立役員である。取締役会は原則月1回開催し、重要な経営事項を決定するとともに、3ヶ月に1回以上、業務執行状況を確認している。加えて週1回開催する執行役員会議において、取締役会決議事項以外の経営に関する基本方針や重要事項について決定するとともに、執行役員の業務執行状況を確認している。

一方、監査役は4名で、うち社外監査役2名を選出しており、そのうち1名は独立役員である。いずれも会社経営の経験者であり、財務・会計に関する知見を有している。取締役会には監査役全員が出席し、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役会の業務執行全般にわたり監査を行っているほか、執行役員会議には常勤監査役の代表1名が出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、社内各部署の業務執行状況について監査をするなど監査機能の強化に努めている。

また、監査役室を設置し、管理職等の使用人を配置するとともに、必要に応じて内部監査室と連携を図るなどして監査役監査をサポートしている。

さらに、監査役は会計監査人による監査計画及び監査結果の報告を受け、相互の意見交換を図り、効率的かつ効果的な監査の実施に努めている。会計監査については新日本有限責任監査法人を選任している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、取締役会における活発な議論等を通じて、取締役の業務執行の相互監視に務めている。さらに取締役に對する十分な監視機能を発揮するため監査役4名中の2名を社外監査役とし、取締役会その他重要な会議への出席、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行を監査している。また、監査役中1名を独立役員とすることで客観的、中立的立場からの監視機能をさらに強化している。これらにより、経営監視機能が十分に機能しているため、現状の体制としている。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3営業日以上前の発送をしている
集中日を回避した株主総会の設定	年間を通しての第一集中日を外している
その他	ホームページへの招集通知の掲載

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社が考えているIR活動の基本的考え方は、透明性の高いコミュニケーションの継続的な実践にある。機関投資家のみならず、証券アナリスト、多様化する個人投資家の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様が満足感を持てる確かな投資判断をしていただけるよう、良好なコミュニケーションを継続していきたいと考えている。 この考えに則り、当社は、経営内容、事業活動等を関係法令および東京証券取引所の上場規定等に従って開示する。また、開示する企業情報の正確性を常に確保し、適時、適切かつ公平な方法により情報発信を行う。	
IR資料のホームページ掲載	IR HPのURL http://www.nissan-shatai.co.jp/IR/TOPPAGE/index.html 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、コーポレートガバナンスの状況、株主総会の招集通知、会社概要など	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 総務部広報グループ／利益原価管理部利益グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域住民との環境に関する対話集会、環境報告書の発行、地域の小学生を中心とした工場見学の受け入れ、地域社会の住民を対象とした各事業所での企業祭など

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、次のとおり当社の内部統制システム(会社の業務の適正を確保するための体制)を整備することを決議している。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が社会的良識を持って行動することの重要性を認識し、法令遵守及び公正な業務運営の確保に向けて、「日産車体行動規範～わたしたちの約束～」を制定し、社内研修等を通じて内容の理解を深めさせるとともに、それぞれから署名・捺印を求める。また、内部監査室は、社内各部門に対し、法令及び定款の遵守状況等の監査を行う。コンプライアンス上の問題については、従業員が直接かつ容易に情報提供できる内部通報制度(イージーボイス システム)を導入し、問題の早期発見と是正を行う。特に行動規範に抵触すると思われる事項の報告を受けた場合は、直ちに「コンプライアンス委員会」を開催し、速やかに対策を審議し実行に移す。なお、「コンプライアンス委員会」の活動は、毎月執行役員会議に報告する。反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨む。取締役及び使用人は、万一何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。取締役及び使用人は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為、あるいはそのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。さらに、当社は、企業会計審議会より公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに実施基準に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録及び取締役会議事録や職務権限基準に基づいて意思決定された決裁書その他の決定書面については、社内規程に従い保存し管理する。取締役及び監査役は、これらの書面を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業の継続を阻害するものや、ステークホルダーの安全・安心を脅かすリスクを把握し、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、危機管理を含めた全社レベルのリスク管理を推進する。リスク管理の推進にあたって、当社の主要なリスクである環境・品質・安全等については、環境委員会・品質委員会・安全会議等の専門委員会や会議を定期的に開催し、リスクの極小化に取り組む。併せて、規程・基準・マニュアル等を整備し、その教育と徹底に取り組み、再発防止や、万一発生した場合の被害の最小化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

スリムな取締役会における意思決定の迅速化と、業務執行を担う執行役員に対する権限委譲による業務執行の効率化を狙いとして執行役員制を導入する。取締役会とは別に、執行役員等によって構成される執行役員会議を原則週1回開催し、業務執行に伴う個別具体的な経営課題を協議する。業務分掌規程を定め、また明確で透明性のある職務権限基準を策定することにより、業務執行の効率化を図る。

5. 当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社における業務の適正を確保するため、親会社も含めた企業集団としての行動規範を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどに関する理念の統一を図る。また、実際に問題が発生した時のコミュニケーションツールとして、親会社との間、また子会社との間に内部通報システムを機能させる。

さらに、整合性のとれた効率的なグループ経営を行うため、親会社および子会社との間で、定期的に会議体を開催し、情報の共有化を図る。子会社との間では、監査役並びに内部監査室による監査を行うほか、必要に応じて当社の取締役または使用人が、子会社の取締役または監査役を兼務し、業務執行並びに会計の状況等を定期的に監視監督する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、管理職等の使用人を配置する。また、当該使用人の任免・人事評価等については、予め監査役会の同意を要するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループ会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに監査役に報告する。

また、監査役が当社及び当社グループ会社の重要な意思決定および業務執行状況を把握できるよう、取締役会のほか、執行役員会議への代表監査役の参加を確保するとともに、監査役の定期的な部門往査の際に職務の遂行状況や検討課題を報告する。また、内部監査室は必要に応じ監査役会に監査報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との定期的な意見交換実施の機会を設けるとともに、監査役は監査法人から定期的に監査報告を受ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨むことを基本としている。また、取締役及び使用人は、万一何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。取締役及び使用人は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為、あるいはそのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「日産車体行動規範～わたしたちの約束～」において、上記基本的な考え方に則った行動をとることを定めている。その他整備状況については下記の通り。

1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は反社会的勢力への対応統括部署を定めると共に不当要求防止責任者を設置しており、当社に対する反社会的勢力からの不当要求がなされた際には直ちにその情報が伝達される体制を整えている。

2) 外部の専門機関との連携状況

当社は平素より警察や加入する反社会的勢力からの企業防衛を目的とした外部団体との連携を図り、万一の際には直ちに相談・指導を受けることとしている。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は警察との連携及び加入する外部団体での活動を通じて反社会的勢力の最新の動向・対応等の情報収集を行い、社内への注意喚起等に活用している。

4) 対応マニュアルの整備状況

当社は不当要求に対する対応マニュアルを整備しており、万一の際はその対応マニュアルに基づき行動する。

5) 研修活動の実施状況

当社は毎年遵法月間を設け、全従業員に対し反社会的勢力への対応を含めたコンプライアンスに関する教育を実施すると共に、遵守する旨の誓約書を取得している。

Vその他

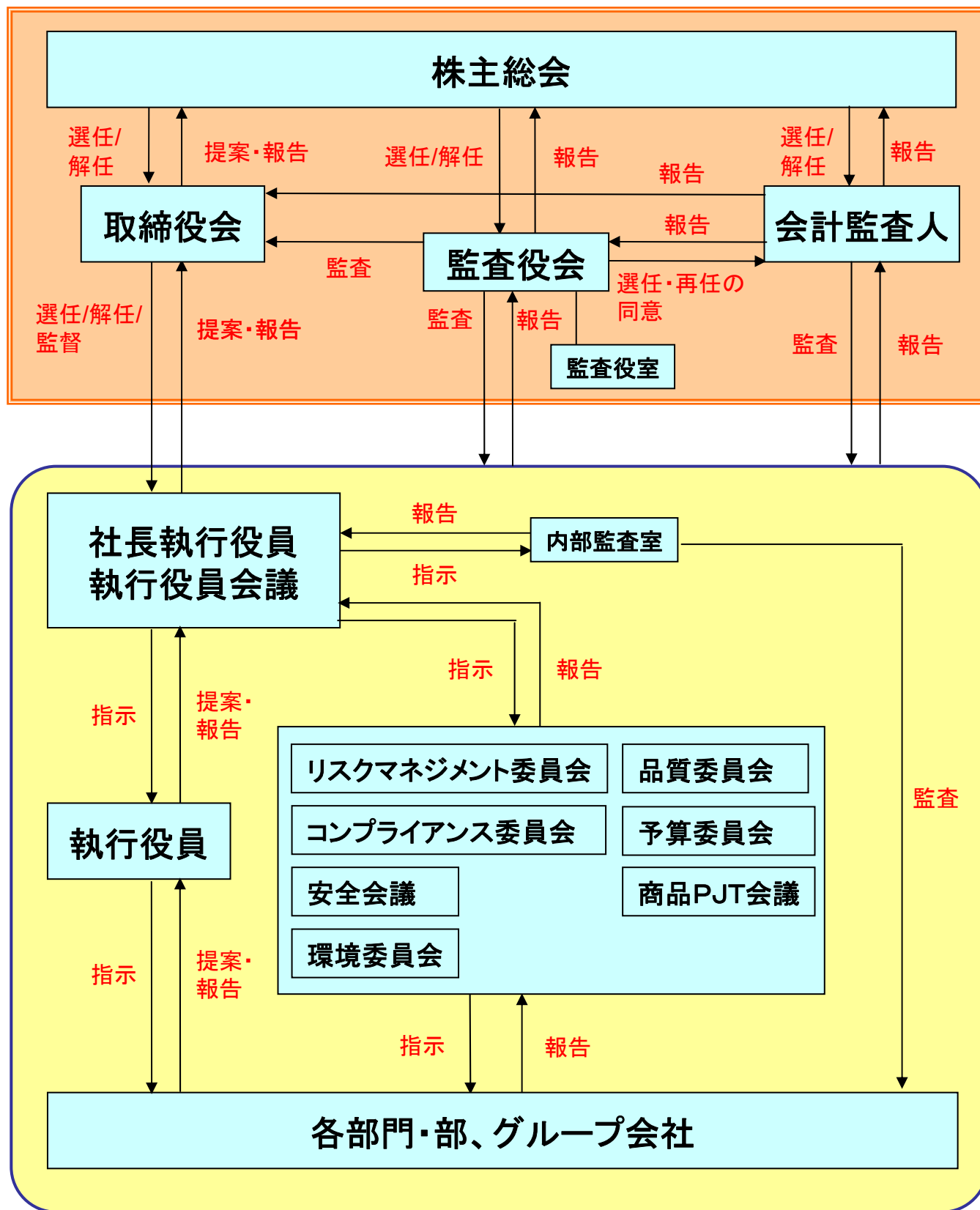
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社における会社の機関・内部統制等の状況



【適時開示体制概要】

当社の会社情報は、情報取扱責任部署である総務部広報グループに伝達され、適時開示の要否を判断し、開示が必要な場合には、TDnetを通じて東京証券取引所に適時開示を行うとともに、当社ホームページ等でも情報を開示している。

①決定事実に関する情報

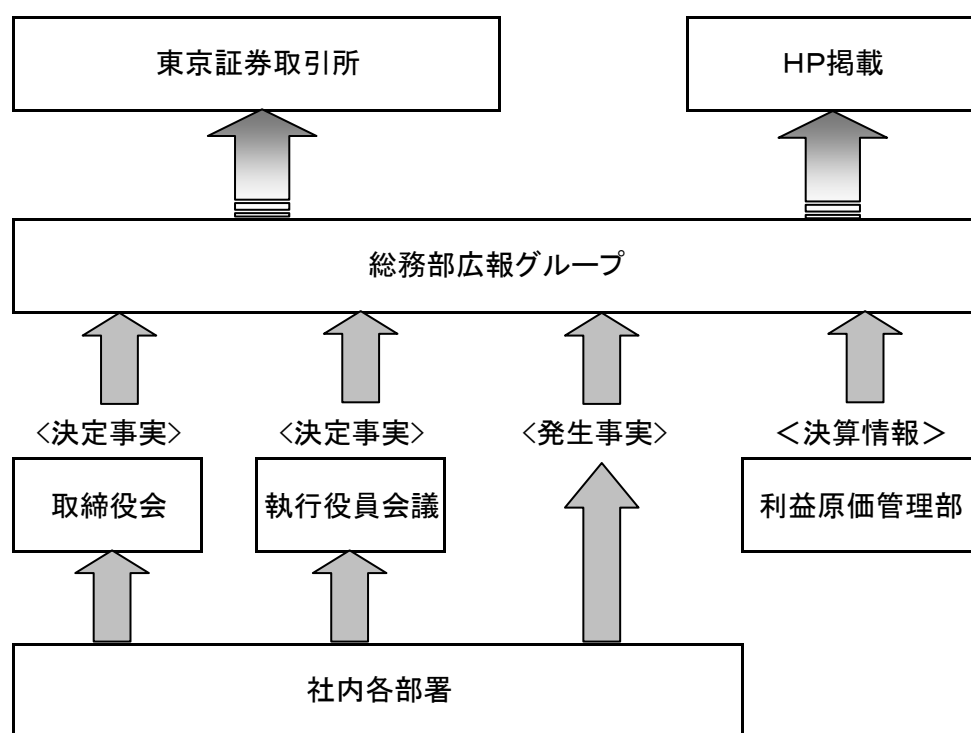
当社の業務執行を決定する機関である「取締役会」及び「執行役員会議」の決定事実は、総務部広報グループに伝達される。

②発生事実に関する情報

社内各部署より総務部広報グループに伝達される。

③決算に関する情報

利益原価管理部より総務部広報グループに伝達される。



以 上